平成２３年（再イ）第５０８号
北海道恵庭市駒場町１丁目４番10―901号
再生債務者　加藤武英智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５１３号
札幌市白石区本通11丁目南４番８号
再生債務者　浅野　　滋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１０号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴泊字東田70番地２
再生債務者　三浦　清勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１１号
青森県五所川原市大字広田字榊森54番地53
再生債務者　三上　貴浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１１号
栃木県真岡市さくら２丁目５番地19
再生債務者　小倉あけみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（再イ）第４５号
千葉県旭市後草914番地３
再生債務者　久保　芳文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第２７９号
横浜市緑区三保町1804番地１　リブゼ横浜ブライトスクエア401号
再生債務者　杉山　修治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１８号
長野県上田市殿城970番地９
再生債務者　坂口　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（再イ）第７９号
熊本県菊池郡大津町大字新332番地２
再生債務者　花岡　道治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月９日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 21 号

東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業に係る権利変換計画について、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第219条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成 24 年３月 26 日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記
1　防災街区整備事業の名称
東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都墨田区東向島二丁目16番14号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都墨田区京島三丁目地内
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成23年１月24日
6　権利変換計画について密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成９年建設省令第15号）第90条第１項第４号に掲げる軽微な変更をした年月日
平成24年２月27日

以　上

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人統計センター職員給与規程(統計センター規程第16号)及び独立行政法人統計センター役員報酬規程（統計センター規程第17号）の一部を改正したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項及び第57条第２項の規定に基づき、次のとおり要旨を公表する。
なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。
平成 24 年３月 26 日
独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀

1　改正の要旨　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）を考慮し、俸給表等の改正を行った。
2　改正年月日　平成24年３月１日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 24 年３月 26 日
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
山陽自動車道宇部下関線	山口県宇部市善和から山口県宇部市善和	改築工事	平成24年３月27日